

ふじみ野市都市公園条例新旧対照表

改正案						現行							
別表第2(第6条、第16条関係)						別表第2(第6条、第16条関係)							
施設区分			単位	利用時間	利用者区分	金額	施設区分			単位	利用時間	利用者区分	金額
ふじみ 野市運 動公園	野球場	グラウン	1面	2時間	一般	円	ふじみ 野市運 動公園	野球場	1面	2時間	一般	円	
		ド(ダッ				3,000						1,500	
		グアウト			15歳に達す	1,500					15歳に達す	400	
	、更衣室	る日以後の		る日以後の									
、スタン	最初の3月31		最初の3月31										
ド等を含	日までの間		日までの間										
む。)	にある者(以		にある者(以										
	下「中学生以		下「中学生以										
	下」という。)		下」という。)										
	スコアボ	1基	2時間		1,000								
	ード												
	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考						備考							
1 (略)						1 (略)							
2 一般の利用者で、障害者手帳の交付を受けている者及びその介助人(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料(スコアボード、照明施設、シャワー、ロ						2 一般の利用者で、障害者手帳の交付を受けている者及びその介助人(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料(照明施設、シャワー、ロッカー及び電源							

ッカー及び電源施設に係る使用料を除く。)は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。

- 3 ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料(スコアボード、照明施設、シャワー、ロッカー及び電源施設に係る使用料を除く。)は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

4 (略)

施設に係る使用料を除く。)は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。

- 3 ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料(照明施設、シャワー、ロッカー及び電源施設に係る使用料を除く。)は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

4 (略)